

平成二十三年八月十九日受領  
答弁第三八八号

内閣衆質一七七第三八八号

平成二十三年八月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出取調べの可視化を法制化すべきとする法務省の調査報告書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出取調べの可視化を法制化すべきとする法務省の調査報告書に関する質問に  
対する答弁書

一及び二について

法務省においては、本年八月八日、被疑者取調べを録音・録画の方法により可視化することについて、法務省の政務三役を中心とする勉強会における検討の成果を取りまとめ、「被疑者取調べの可視化の実現に向けて」、「取調べの可視化に関する法務省勉強会の検討結果（概要）」、「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」、「取調べに関する国内調査結果報告書」、「取調べの録音・録画制度等に関する国外調査結果報告書」及び「取調べの録音・録画に関する取組方針」を公表したところである。このうち「被疑者取調べの可視化の実現に向けて」において、制度としての被疑者取調べの可視化を実現することの必要性等について、「被疑者取調べの可視化が、取調べ状況を客観的に記録し、自白の任意性の的確な判断を容易にするとともに、不適正な取調べの抑制にも資するもので、えん罪を防止するために有効な手段」であって、「取調べの可視化を制度化することは是非とも必要であり、法務省として責任を持って、制度としての可視化を実現していかねばならない」とした上で、「録音・録画の対象

とすべき範囲として、まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べが考えられることなど、制度としての取調べの可視化の在り方について一定の方向性を示すとともに、その制度設計の検討に資するよう、検察の運用による取調べの録音・録画を試行的に拡大すべき」とし、「法務省としては、可視化の趣旨・目的の重要性に鑑み、法制審議会からできる限り速やかに答申を受け、制度としての取調べの可視化を実現していく所存である」としており、今回の取りまとめは、被疑者取調べの可視化の実現に向けた取組として大きな意義があるものと考えている。

### 三について

一及び二について述べた「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」においては、「個別の具体的事情を問わずに一律に録音・録画を義務付けるような制度を構築することは適当とは考え難く、録音・録画の必要性和現実性との間でバランスのとれた制度を検討することが必要である」として、いるところ、その理由として、「現在実施されている取調べ過程の一部の録音・録画であっても一定の効果が認められること」、「全過程の録音・録画記録を視聴する負担は無視できないものとなり得ること」及び「録音・録画によって取調べの機能に支障が生じるおそれ大きいことは否定できないこと」などを

指摘している。

#### 四について

法務大臣は、本年五月十八日、法制審議会に対して、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について諮問しており、法制審議会において、十分な資料に基づき、充実した審議が行われることに資するよう、同年八月八日、一及び二について述べた「取調べの録音・録画に関する取組方針」に基づき、検察当局に対して、裁判員制度対象事件において実施している検察官による被疑者取調べの録音・録画について、「現在の実施指針上録音・録画の対象となる事件については原則として全事件において録音・録画を行う」ほか、「例えば、否認している被疑者に弁解を尽くさせる場面を録音・録画するなど否認事件についても録音・録画の対象とするほか、身柄拘束の初期段階の取調べ、主要な供述調書の作成に係る取調べ、未だ供述調書を作成していない事項にかかる取調べ等を含め、様々な録音・録画を行う」など、その範囲を試行的に拡大することを指示したところである。制度としての被疑者取調べの可視化の具体的な在り方については、今後は、法制審議会において、検察当局による取調べの録音・録画及びその

試行の検証結果等を踏まえ、関連する諸課題とともに十分な検討が行われるものと考えており、現時点においては、検察当局に更なる指示をすることは考えていない。